

21 監査公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成21年2月9日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博美
同	竹	本	忠弘
同	大	松	健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象, 区分, 範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局, 区分, 対象期間及び実施期間

ア 市長室

(事務監査)対象期間	平成20年1月から同年10月まで
実施期間	平成20年9月3日から同年10月7日まで

イ 市民局

(事務監査)対象期間	平成19年10月から同20年10月まで
実施期間	平成20年9月2日から同年10月14日まで
(工事監査)対象期間	平成18年6月から同20年5月まで
実施期間	平成20年8月1日から同年10月27日まで

ウ こども未来局

(事務監査)対象期間	平成19年9月から同20年9月まで
実施期間	平成20年9月4日から同年9月22日まで
(工事監査)対象期間	平成18年6月から同20年5月まで
実施期間	平成20年8月1日から同年10月27日まで

エ 経済振興局

(事務監査)対象期間	平成19年10月から同20年10月まで
実施期間	平成20年9月4日から同年10月10日まで

オ 道路下水道局

(事務監査)対象期間	平成19年5月から同20年10月まで
実施期間	平成20年9月4日から同年10月10日まで

カ 水道局

(事務監査)対象期間	平成19年9月から同20年9月まで
実施期間	平成20年9月3日から同年9月19日まで
(工事監査)対象期間	平成18年6月から同20年5月まで
実施期間	平成20年8月1日から同年10月27日まで

キ 教育委員会

(事務監査)対象期間	平成19年10月から同20年10月まで
実施期間	平成20年9月2日から同年10月10日まで

ク 人事委員会事務局

(事務監査)対象期間	平成19年9月から同20年9月まで
------------	-------------------

実施期間 平成20年9月4日から同年9月30日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表4までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 市長室

物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの

タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成20年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。

タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。

(広報課)

イ 市民局

(ア) 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの

委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令や契約関係書類に基づき、適正に契約手続を行い、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市防災気象情報システム改修委託」及び同年度「福岡市防災気象情報システム改修委託その2」契約事務において、次のような事例が見受けられ、適正な契約手続や履行確認がなされていなかった。

今後、委託契約に当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

a 平成19年度「福岡市防災気象情報システム改修委託」契約事務において、緊急対応が必要と思われる業務ではあったが、契約前に一部業務を履行させており、また履行期間内に業務が完了していなかったにもかかわらず、業務完了と認めていた。

b 平成19年度「福岡市防災気象情報システム改修委託その2」契約事務において、履行期間内に業務が完了していなかったにもかかわらず、業務完了と認めていた。

(防災・危機管理課長)

(イ) 委員への報償費の支出について適正な事務処理を求めるもの

報償費の支出に当たっては、その対象業務に基づき、適正に支出手続を行わなければならない。しかしながら、平成19年度福岡市スポーツ振興計画・アドバイザー委員会委員への報償費の支出事務において、支出が漏れている分があ

ったため、同20年度の支出関係書類に当該支出が同19年度分であることを明記せず、同20年8月に実施した会議の時間数に同19年度の会議時間数を合算して虚偽の記載内容で支出しており、不適切なものとなっていた。

今後、報償費の支出に当たっては、事実に基づき、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(スポーツ課長(スポーツ振興課長))

- (ウ) 補助金の額の確定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

市は、補助金の額の確定に当たっては、完了報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査確認しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市NPO活動推進補助金」交付事務において、申請者から提出された書類の内容を十分に確認しないまま、補助金の額の確定を行っており、不適切なものとなっていた。

補助金の額の確定に当たっては、福岡市補助金交付規則及び福岡市NPO活動推進補助金募集要領に則り、適正な事務処理をされたい。

- a 補助対象とならない、支出済の活動経費や、補助対象期間以外の事業に係る経費が含まれていた。
- b 補助対象団体職員の交通費や手当等に係る支出が、補助対象事業経費として支出されたことを、根拠書類等で十分確認していなかった。

(市民公益活動推進課)

- (エ) 購入した物品の有効活用を図るよう注意を求めるもの

物品の購入に当たっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的に行わなければならない。また、購入した物品は、最大の効果を挙げるよう有効活用を図る必要がある。しかしながら、平成19年3月に購入した自動体外式除細動器(AED)6台が、1年以上に渡り配置されず活用されていなかった。そのうち3台については、実査日現在(平成20年9月25日)においても活用されないままとなっていた。

今後、購入した物品については、その目的に応じて有効活用を図られたい。

(公民館支援課)

- (オ) 指定管理者による公の施設の修繕業務に係る事務手続について注意を求めるもの

平成19年度の「博多座の修繕に係る実施協定書」に基づき株式会社博多座が行った定期修繕業務について、当初委託額を超えて業務を行ったにもかかわらず、事前に書面による協議がなされていなかった。また、変更契約等をしないまま協定で定めた額を超えて支払っていた。

指定管理者による公の施設の修繕業務については適正な事務手続を行われたい。

(文化振興課 株式会社博多座関連)

- (カ) 財団法人福岡市体育協会の会計経理事務について指導監督を求めるもの

公益法人は、公益法人会計基準に従い適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、財団法人福岡市体育協会において、平成16年度監査で指摘した固定資産の事務処理について改善措置が講じられていなかったものをはじめ、基本的な会計経理事務を誤っている事例が見受けられた。

同協会の会計経理事務の適正な執行について、指導監督を行われたい。

(スポーツ課長(スポーツ事業課長) 財団法人福岡市体育協会関連)

#### ウ こども未来局

- (ア) 財政援助団体による私立幼稚園運営費補助金の交付事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

財政援助団体((社)福岡市私立幼稚園連盟)による私立幼稚園運営費の一部補

助に当たっては、本市の「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱」並びに当該団体の「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付規則」等に則り、交付の目的に従って適正に行う必要がある。しかしながら、平成19年度「福岡市私立幼稚園運営費補助金」の交付先団体において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

本補助金については、その原資が全額本市からの補助金で賄われていることを踏まえ、市は、交付先団体の執行状況の把握に努め、補助金の交付が公平公正なものとなるよう、交付基準を明確にするとともに、補助申請の内容や金額の算定が関係規則等に適合することを確認したうえで交付するよう指導されたい。

- a 二次交付先(私立幼稚園)からの申請書を受理する前に、補助金の半額を交付していた。
- b 現に教務にたずさわっていない産休及び育休職員を補助対象として、補助金を交付していた。

(こども未来課)

- (イ) 財政援助団体による福岡市私立幼稚園振興資金(経営安定資金)の貸付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

財政援助団体((社)福岡市私立幼稚園連盟)による福岡市私立幼稚園振興資金(経営安定資金)の貸付に当たっては、「私立幼稚園振興資金の貸付に関する契約書」及び「福岡市私立幼稚園振興資金貸付要綱」等に則り、貸付の目的に従って適正に行う必要がある。しかしながら、平成19年度「私立幼稚園振興資金貸付金(経営安定資金)」の貸付先団体において、二次貸付先(私立幼稚園)からの申請書類(決算書及び予算書)に多額の繰越金や有価証券の購入を計上しているもの並びに繰越金額等を記載しておらず正確な経営状況を把握できないものに対し、貸付の必要性を十分確認しないまま貸付を行っていた。

本貸付金については、その原資が全額本市からの貸付金で賄われていることを踏まえ、市は、貸付先団体の執行状況の把握に努め、申請内容の審査を適正に行い、二次貸付先の経営状況が関係規則等に適合することを確認したうえで貸付けるよう指導されたい。

(こども未来課)

## エ 経済振興局

物品購入契約事務について適正な事務処理を求めるもの

物品の購入に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り、契約、完了検査、支払等の手続を適正かつ速やかに行わなければならない。しかしながら、平成20年度原課契約に係る物品購入契約事務において、同20年4月から同年7月に物品を購入し、現物を受領していたにもかかわらず、実査日現在(平成20年9月30日)、書面による契約手続を行わないまま納品させていた。

今後、物品の購入に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正に事務処理されたい。

(集客交流課長(観光振興課))

## オ 道路下水道局

- (ア) 委託事務の履行確認について適正な事務処理を求めるもの

委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により履行の確認を行わなければならない。しかしながら、平成19年度「コンポスト工場運転管理業務委託」において、契約書、仕様書に業務完了に係る検査についての定めがないため、コンポスト工場の運転並びにコンポスト製品の製造、その他委託業務に附随する業務等の履行を確認する業務完了報告もなく、検査員に

よる履行確認検査も行われぬまま委託料を精算していた。

今後、委託業務の完了検査に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り適正に事務処理されたい。

(施設調整課)

(イ) 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの

委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り、契約関係書類に基づく完了検査を行い、履行完了確認後、速やかに委託料を支払わなければならない。しかしながら、平成19年度の委託契約事務において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが多数見受けられた。また、その中には履行期間内に完了していなかったにもかかわらず、業務完了と認めているものがあった。

委託契約事務に当たっては、関係法令に則り、適正に完了検査を行うとともに、検査合格後、速やかに委託料を支払うよう十分注意されたい。

(下水道計画課)

(ウ) 物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの

タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成20年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。

タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。

(東部用地課)

カ 水道局

(ア) 委託料等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料等の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成19年度の委託料等の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(営業課)

(イ) 物品の発注について適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの

物品の調達に当たっては、福岡市水道局契約事務規程等に則り、予定価格が10万円を超える物品の購入契約に関しては、契約課に依頼しなければならない。しかしながら、平成20年度の物品購入契約において、一括発注すべき案件を分割し、原課で契約しているものがあった。

今後、物品購入契約に当たっては、関係規程等に則り適正に事務処理を行われたい。

(瑞梅寺浄水場)

キ 教育委員会

(ア) 緊急時患者輸送用タクシー乗車券の出納管理について注意を求めるもの

緊急時患者輸送用タクシー乗車券の出納管理に当たっては、使用状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、適時検査を行わなければならない。また、当課は学校に対して同乗車券の出納管理について指導すべき立場であるにもかかわらず、平成19年度及び同20年度において、次のような不適切な事例が見受けられた。

緊急時患者輸送用タクシー乗車券は金券であり、その出納管理に当たっては、

福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理に努められたい。

- a 平成19年4月以降、乗車券出納簿の受入金額を券面金額で記載すべきところ購入金額で記載し、また、払出に記載漏れ(3件)があったため、1年6月間、帳簿と現物が一致しておらず、実査日(平成20年9月29日)現在においても、帳簿残高と現物が大幅に相違していた。現物が帳簿残高より多い状況であり、帳簿との差額に相当する現物は別途保管されていた。
- b 乗車券の払出はなされているものの、当課と各学校間における保管転換書がないもの(4件)があった。

(健康教育課)

- (イ) 委託契約に係る事務手続について適正な事務処理を行うよう注意を求めらるもの

委託により業務を行う場合は、業務実施前に契約を締結し履行させなければならない。しかしながら、平成20年度「市立高校欠席受付システムデータ入力業務委託」において、実施何の決裁は行われているものの、実査日現在、見積書を徴することなく、また、契約書を作成しないまま業者に業務を行わせていた。

今後、委託契約に係る事務手続については、福岡市契約事務規則をはじめ関係規程等に則り適正に事務処理されたい。

(施設整備課)

ク 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

- (2) テーマ監査

今回は、「準公金等の適正管理について」をテーマとして監査を実施した。

ア 市長室

テーマ監査の対象事務はなかった。

イ 市民局

特に指摘する事項はなかった。

ウ こども未来局

- (ア) 成人の日記念行事負担金の出納事務について適正な事務処理を求めらるもの

本市が負担金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、平成19年度「成人の日記念行事負担金」の交付先団体において、「会場設営等業務委託」の業務終了後に、日付を遡って当初及び変更後の契約書を作成していたため、当初の契約書に、変更後の「金額抜き設計書」を添付していた。契約書は、契約の成立、内容及び履行を確保するための証拠資料であり、契約締結時に適正に作成すべきである。

については、当該交付先団体の事務局が当課にあることから、決裁権者は、事務の執行状況の把握に努め、必要に応じて適切な指導を行うなど、さらにチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(こども未来課)

- (イ) 校外補導費交付金の交付について適正な事務処理を行うよう注意を求めらるもの

市は、交付金の交付に当たっては、その目的に従って公正かつ効率的に行うとともに、事業の成果が交付決定の内容に適合するものであることを調査確認する必要がある。しかしながら、平成19年度「校外補導費交付金」(福岡市小中学校生徒指導研究委員会)の交付先団体から提出された「実績報告書」及び「領収証等関係書類」において、内容が事実と相違し、使途が確認できないものがあったに

もかかわらず、十分確認しないまま事業完了と認め、交付金の額を確定していた。

交付金の交付に当たっては、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果を確認するなど、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

なお、当該交付金については、その必要性も含め、交付対象事業、交付額及び交付条件を抜本的に見直されたい。

a 「研究・研修費」、「善行児童表彰関係」及び「事務費」の支出において、事実と相違する実績報告書、支出決裁及び領収証等を提出しており、使途が確認できないものが多数あった。

b 「指導に関する調査・活動費」、「街頭補導費」及び「夜間補導費」の支出において、交付先団体としての会議の開催や活動実績が確認できなかったにもかかわらず、事実と相違する実績報告書、支出決裁及び領収証を提出し、当該経費を返還していなかった。

(こども相談課)

#### エ 経済振興局

ロボスクエア運営委員会の契約事務について適正な事務処理を求めるもの

本市が負担金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。また、ロボスクエア運営委員会が行う委託等の契約事務に当たっては、同運営委員会経理規程等に基づき適正に行わなければならない。しかしながら、平成19年度において、次のような不適切な事例が見受けられた。

については、当該交付先団体の事務局が当課にあることから、決裁権者は、事務の執行状況の把握に努め、必要に応じて適切な指導を行うなど、さらにチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(ア) ロボスクエア事業実施の際、高額な金額の契約事務にもかかわらず、口頭で業者に業務を依頼し、設計書や仕様書の作成、業者選定手続や契約書の作成等を行わないまま業者に委託業務を行わせていた。

(イ) 委託業務等の履行完了から支払いまでに長期間を要していた。

(産業拠点推進課)

#### オ 道路下水道局

特に指摘する事項はなかった。

#### カ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

#### キ 教育委員会

特に指摘する事項はなかった。

#### ク 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

#### (工事監査)

##### (1) 局別監査

##### ア 市民局

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「那珂公民館・老人いこいの家複合施設その他改築工事」

(契約金額2億3,939万2,650円)

建築工事積算基準によれば、見積りの徴集は原則として3社以上とするところであるが、本工事の杭工事については3社以上の見積りの徴集が可能であるにもかかわらず1社の見積りしか徴集しておらず、その見積りにより杭工事費の価額

の決定がなされており、適正な価額かどうかの判断ができないものとなっていた。

本工事の杭工事見積りについては、設計金額の約1割に相当する金額で、設計金額を決定するための重要な要素でもあり、3社以上の見積りを徴集しその見積額を比較検討し価額を決定する必要があった。

今後は設計積算内容の十分なチェックを図るとともに積算基準等を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(公民館整備課 財政局施設建設課関連)

- (イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの

平成19年度「大浜公民館・老人いこいの家複合施設改築工事」

(契約金額1億6,974万900円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないことになっているが、通知書を提出していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(公民館整備課 財政局施設建設課関連)

- (ウ) より効果的な安全対策について検討を求めもの(意見)

平成18年度「那珂公民館・老人いこいの家複合施設その他改築工事」

(契約金額2億3,939万2,650円)

本工事は那珂小学校敷地内プール跡地に那珂公民館・老人いこいの家を改築するとともに、その屋上部分に那珂小学校のプールを建設したものである。

この施設の現地監査を行ったところ、プールへの専用屋外階段入口部分の鋼製門扉及び柵(高さ約1.2m)を児童が乗り越えて進入するなどの防止対策のために園芸用支柱が取付けられているのを確認した。

この専用屋外階段入口は小学校グラウンドに面しており、ボールが飛び込んだり、容易に乗り越えられる構造であったため、これらの防止対策のために仮の支柱が設けられたと思われるが、このような防止対策は応急的なものであり安全性にも問題がある。

専用屋外階段入口の鋼製門扉及び柵の形体を含め、より効果的な安全対策について検討されたい。

(公民館整備課 財政局施設建設課関連)

- イ こども未来局

施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの

平成18年度「香椎東小学校留守家庭子ども会施設改築工事」

(契約金額1,554万円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、屋根工事において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。

作業の安全管理について規則を遵守するよう、請負者への指導の徹底に努められたい。

(こども育成課 財政局施設建設課関連)

- ウ 水道局

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの

a 平成16年度「塩原送水ポンプ場下部築造工事」



(契約金額4億1,617万3,800円)

本工事の設計積算において、地下外壁の塗膜防水の単価に諸経費を含んで設計積算しており、諸経費を二重に計上していた。単価は諸経費を除いた額とすべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(浄水施設課)

b 平成19年度「博多区須崎町地内(大黒橋)水管橋架設工事」

(契約金額2,271万6,750円)

水管橋の設計積算において、経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表によると鋼材等の単価は、材料ロスやスクラップを考慮した補正を行うこととなっており、補正した単価により積算すべきであったが、補正していない単価により積算されていた。

また、コンクリートの養生期間中の交通安全のために、交通誘導員を24時間配置しているが、その設計積算において、交通誘導員の単価は24時間配置する単価を適用して積算すべきところ、誤って昼間勤務の単価を適用して積算していた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(東部管整備課)

c 平成18年度「早良区原団地地内配水管布設工事」

(契約金額4,226万1,450円)

本工事の大部分において、工事着手後に行った施工騒音に関する地元との協議により作業時間の制限が必要となった。土木工事標準積算基準書によると、時間的制約を受ける場合の設計労務単価の算定は公共工事設計労務単価を補正割増しするとあるが、その設計変更の積算において補正割増しをしていなかった。その結果、直接工事費及び共通仮設費に誤りが生じた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(西部管整備課)

(イ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「早良区弥生1丁目地内配水管布設工事」

(契約金額3,001万3,200円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において付帯工のアスファルト舗道ダンプトラック運搬単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

なお同様の契約変更内容については前回(平成18年度)の局の監査でも注意を行っており、効果的な事務改善がなされているとはいえない。

適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。

(西部管整備課)

(2) テーマ監査

今回は、「小規模工事について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

なお、市民局、水道局については、特に指摘する事項はなかった。  
こども未来局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事29件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

設計図書の記載事項が不適正なもの、契約図書の作成が不適正なもの、契約図書の記載事項が不適正なもの、監督員が検査員を兼任していたもの、物品の様式で手続きが行われたものなど、15件の工事について不適切な事務が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

別表 1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局・区等	監査実施対象	
市長室	広報課，報道課	
市民局	総務部	総務課
	コミュニティ推進部	公民館支援課，市民公益活動推進課， 公民館整備課
	生活安全・危機対策部	防災・危機管理課長(2)， 消費生活センター
	文化部	文化振興課，課長(福岡映画祭担当)
	男女共同参画部	男女共同参画課
	スポーツ部	スポーツ課長(スポーツ振興課長)， スポーツ課長(スポーツ事業課長)， スポーツ課長(地域スポーツ課長)
	人権・同和対策部	人権企画課， 同和対策課(人権のまちづくり館)， 人権啓発センター
こども未来局	こども部	総務課，こども企画課， こども未来課
	こども育成部	こども育成課，こども施設課， 背振少年自然の家
	こども総合相談センター	こども支援課，こども相談課， 課長(こども緊急支援担当)
経済振興局	産業政策部	政策調整課， 課長(生活関連産業・雇用創出担当)， 科学技術振興課，産業拠点推進課
	産業振興部	振興課，創業支援室
	集客交流部	集客交流課長(集客企画課) 集客交流課長(観光振興課) 集客交流課長(誘致宣伝課)
道路下水道局	総務部	総務課，営業課
	道路管理部	道路管理課，自転車対策課
	道路整備部	道路計画課，東部道路整備課， 西部道路整備課， 宮崎連続立体開発事務所
	広域幹線道路推進部	管理課，推進課，高速道路対策課
	下水道施設部	施設調整課，中部水処理センター， 和白水処理センター

	下水道整備部	下水道計画課，中部下水道整備課，西部下水道整備課
	河川部	河川管理課，河川整備課
	用地部	東部用地課，西部用地課
水道局	総務部	経理課，契約課，営業課
	計画部	計画課
	浄水部	浄水施設課，設備課，水質試験所，高宮浄水場，瑞梅寺浄水場
	配水部	東部管整備課，西部管整備課
教育委員会	総務部	職員課
	施設部	施設計画課，施設整備課
	人権・同和教育部	人権・同和教育課
	学務部	学事課，健康教育課，学校給食センター
	指導第1部	発達教育センター
	指導第2部	教育相談課
	生涯学習部	生涯学習課，油山青年の家
	文化財部	埋蔵文化財センター
	総合図書館	運営課，図書利用課，文学・文書課，映像資料課，南図書館，城南図書館，早良図書館，西図書館
	美術館	管理課，学芸課
	アジア美術館	管理課，学芸課
	高等学校	福翔高等学校，博多工業高等学校
	小学校	和白小学校，板付小学校，塩原小学校，堤小学校，田村小学校
	中学校	箱崎中学校，原中学校，内浜中学校
幼稚園	赤坂幼稚園	
人事委員会事務局	任用課，審査課	

別表2

市民局 監査を実施した工事等一覧表

工事名	契約金額	工期
有住公民館・老人いこいの家複合施設改築工事	当初 144,900,000円 変更 145,881,750円	平成18年7月26日から 平成19年3月25日まで
馬出公民館・老人いこいの家複合施設改築工事	190,575,000円	平成19年6月26日から 平成20年3月10日まで
鳥飼公民館・老人いこいの家複合施設改築工事	当初 151,725,000円 変更 152,444,250円	平成19年7月25日から 平成20年3月15日まで
那珂公民館・老人いこいの家複合施設その他改築電気工事	14,679,000円	平成18年12月28日から 平成19年10月14日まで
千代人権のまちづくり館耐震改修及びエレベーター設置その他衛生設備工事	当初 9,030,000円 変更 10,136,700円	平成19年10月26日から 平成20年5月9日まで
外 (局別監査)16件， (テーマ監査)22件		

別表 3

## こども未来局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
内浜小学校留守家庭子ども会施設改築工事	17,734,500 円	平成19年11月29日から 平成20年2月29日まで
長丘小学校留守家庭子ども会施設新築工事	当初 15,435,000 円 変更 15,489,600 円	平成19年11月29日から 平成20年2月29日まで
香椎東小学校留守家庭子ども会施設改築工事	15,540,000 円	平成18年11月25日から 平成19年3月10日まで
長丘小学校留守家庭子ども会施設改築電気工事	3,307,500 円	平成19年11月23日から 平成20年3月10日まで
福岡市立青年センターエレベーター改修工事	5,460,000 円	平成18年12月15日から 平成19年3月12日まで
外 (テーマ監査)29 件		

別表 4

## 水道局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
福岡市水道水源かん養林内作業道整備工事	12,337,500 円	平成19年9月12日から 平成20年1月9日まで
番托系2号導水管推進工事(4工区推進3)	当初 126,619,920 円 変更 138,015,150 円	平成18年9月13日から 平成19年8月31日まで
博多区西月隈6丁目～三筑1丁目地内外環状共同溝内φ1350mm配水管布設工事	当初 125,895,000 円 変更 127,602,300 円	平成19年2月6日から 平成20年3月15日まで
塩原送水ポンプ場新築工事	114,240,000 円	平成18年8月24日から 平成19年2月28日まで
水管理センター遠方監視制御装置改良工事	170,100,000 円	平成19年10月30日から 平成20年3月14日まで
外 (局別監査)51 件, (テーマ監査)109 件		